

津波災害警戒区域の指定に伴う

**新しい津波ハザードマップ
の作成に向けた取組み**



津波防災地域づくりに関する法律



○法律の考え方

最大クラスの津波が発生した際も『**何としても人命を守る**』



○津波災害警戒区域指定後の義務づけ

- ・ 津波ハザードマップの作成 《大分市》
- ・ 地域防災計画に必要事項の記載 《大分市》
- ・ 避難促進施設（病院・高齢者施設等）の避難計画作成、訓練実施 《施設管理者等》
- ・ 宅地建物取引法に基づく重要事項説明 《宅地建物取引業者》

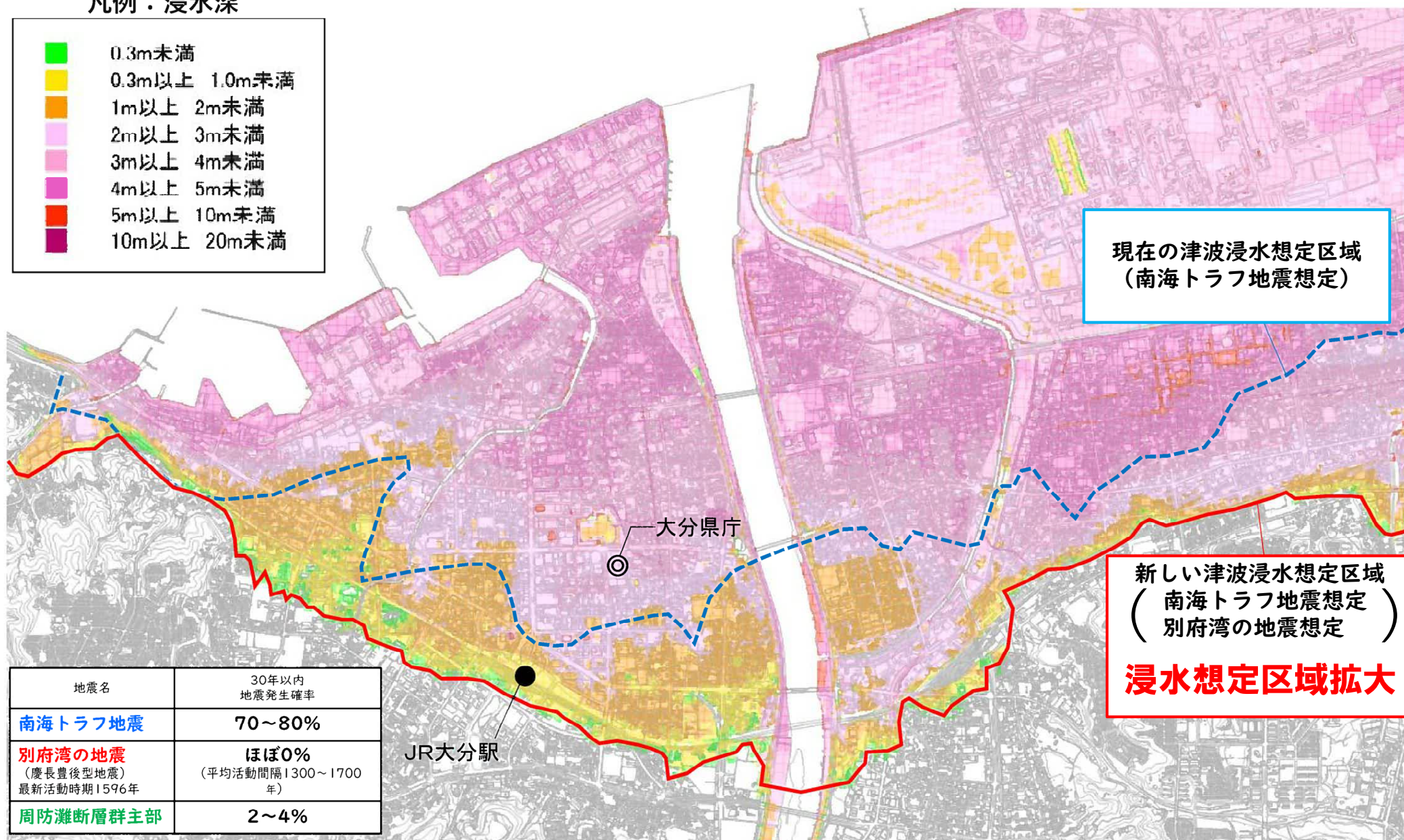
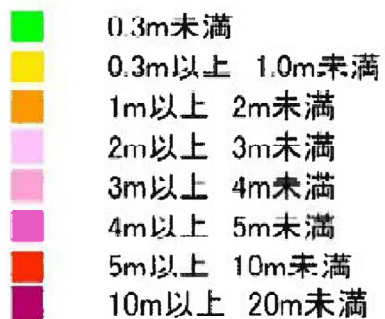
県内の指定状況

令和5年 3月 佐伯市、津久見市、臼杵市
令和5年11月 別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、国東市
姫島村、日出町

津波災害警戒区域指定による影響



凡例：浸水深



地震名	30年以内 地震発生確率
南海トラフ地震	70～80%
別府湾の地震 (慶長豊後型地震) 最新活動時期1596年	ほぼ0% (平均活動間隔1300～1700年)
周防灘断層群主部	2～4%

津波災害警戒区域指定後は、新しい津波浸水想定区域を用いたハザードマップを作成し公表する必要があります。

課題と今後の取組み



○津波ハザードマップ作成の課題

- ・最大クラスの津波想定では、津波浸水想定区域の拡大や浸水する深さ等の条件変更が伴う為、『自主防災組織の防災活動の見直し』や『住民への周知方法』等の再検討が必要である。
- ・既存の津波避難ビルの『構造上の安全性』や『自主防災組織とビル所有者との連携』等について再確認を行う必要がある。

○令和6年度取組み（予定）

【取組み①】

沿岸部の自主防災組織や自治会などを対象に課題解決に向けた『住民検討会』を実施。 ※5地区（本庁、鶴崎、大在、坂ノ市、佐賀関）

【取組み②】

検討会終了後は、『自主防災組織との連携等』について、ビル所有者と協議を実施。